

第8章 改正

第46条（本基準の改正）

- (1) 当事務所は、経済情勢の変動その他の事情を勘案し、予告なく本基準を改正することができます。
- (2) 当事務所が本基準を改正した場合であっても、各依頼者から依頼を受けた個々の事件との関係では、当該事件に係る委任契約締結時に成立していた規定が効力を有するものとします。

附 則

- 1 本基準は、2012（平成24）年6月1日より施行します。
- 1 （第16条の2変更、第16条の3新設による本基準の改正）
改正後の本基準は、2012（平成24）年12月1日より施行します。
- 1 （第16条の2変更、第16条の3変更による本基準の改正）
改正後の本基準は、2015（平成27）年7月1日より施行します。
- 1 （第13条③の2・3の新設、第11条、第34条変更による本基準の改正）
改正後の本基準は、2017（平成29）年6月1日より施行します。
- 1 （第16条の2・3変更、第38条変更による本基準の改正）
改正後の本基準は、2018（平成30）年1月1日より施行します。
- 1 （事務所名変更による本基準の改正）
改正後の本基準は、2020（令和2）年1月1日より施行します。
- 1 （事務所名変更による本基準の改正）
改正後の本基準は、2021（令和3）年8月1日より施行します。
- 1 （第11条変更、第16条の2・3変更、第38条変更による本基準の改正）
改正後の本基準は、2022（令和4）年2月1日より施行します。